

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1017 号（諮問第 1677 号）

件名：副反応疑い報告書の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 12 月 10 日

2 原処分

令和 3 年 12 月 24 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 1 月 4 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 3 月 3 日

5 答申

令和 4 年 10 月 26 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書は、厚生労働省から愛知県感染症対策局感染症対策課に情報提供のあった、新型コロナウイルスワクチン接種による副反応疑い報告書であると解される。

実施機関は、本件行政文書を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、新型コロナワクチン接種による副反応が疑われる患者の氏名、住所、生年月日といった特定の個人を識別できる情報だけでなく、患者のワクチン接種の状況、症状の概要、症状の程度、接種後の経過、報告者である医師等の意見といった個人の人格と密接に関連する情報が具体的に記載されていることが認められた。よって、本件行政文書は一体として個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第2号本文に該当する。

審査請求人は、反論書において、厚生労働省が公表した新型コロナワクチン接種後の死亡者数及び副反応疑い報告の件数を挙げ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるため、条例第7条第2号ただし書ロに該当し、開示すべき旨主張している。

当審査会において、実施機関から説明を聴取したところ、厚生労働省のウェブページにおいて、全国の副反応疑い報告の状況を取りまとめ、ワクチンの種類ごとに性別、年齢別、症状別件数等を公表しているほか、愛知県においても副反応疑い報告の状況を取りまとめ、ウェブページで公表しているとのことである。また、本件行政文書について厚生労働省は、新型コロナワクチン接種後に一定の副反応が疑われる事例について、幅広く報告する仕組みを設けていることから、報告された事例の中にはワクチンとの因果関係が不明のものや、他の原因によるものが混在しているとのことである。

したがって、個々の副反応疑い報告書を公にすることが人の生命、健康等を保護することに直ちにつながるものでもないことから、本件行政文書を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、公に

しないことによる特定の個人の人格的な権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が優越するとまではいえない。

よって、人の生命、健康等を保護するため、特定の個人について作成された本件行政文書を公にすることが必要であるとまでは認められないため、同号ただし書口に該当しない。

また、審査請求人は、意見陳述及び提出資料において、厚生労働省のウェブページで予防接種後副反応疑い報告書の情報が公開されていること等から、県においても開示すべき旨主張している。

そのため、当審査会において、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を例外的に開示することと定めた条例第7条第2号ただし書イ該当性について検討したところ、厚生労働省は厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の資料に掲載している個々の予防接種後副反応疑い報告書の情報をワクチンの安全性について検討するに足る情報として公開しているものの、住所については非公開としており、また、愛知県と地域を限定した個々の副反応疑い報告書の情報を公開していないことが認められた。

よって、愛知県における副反応疑い報告書の情報が、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとまでは認められないため、同号ただし書イに該当しない。

その他、同号ただし書ハ及びニに該当する事情も認められない。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

予防接種後副反応疑い報告書（新型コロナワクチン分）